

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和5年8月28日から令和5年9月15日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

上下水道部 上下水道経営課、下水道整備課

#### (2) 対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月15日まで

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受けるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 上下水道経営課

適正に処理されていると認められた。

#### (2) 下水道整備課

ア 契約事務について、監督職員に係る通知を書面により行っていないものがあった。

【建設工事請負契約約款第10条】

イ 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】